

Draft Criteria for Viet Nam Green Label - Clothing (Ms. Nguyen Trinh Huong)

続いて、同じく MONRE が繊維製品の基準案の作成について依頼しているコンサルタントの Ms. Nguyen Trinh Huong から、繊維製品基準案について発表があった。



Ms. Nguyen Trinh Huong は、改めてベトナム・グリーンラベルが ISO14024 に則った任意の第三者認証制度であることに触れ、ベトナム国内に限らず、グローバル社会にも通用でき、繊維製品の世界的な輸出国であるベトナムに相応しい基準にしたいとの自身の見解を述べるとともに、取得することで製品の価値を高めることができると取得メリットについても言及した。そのため基準レベルについては、多くの事業者が取得できるレベルにすべきとの意見もあったが、基準レベルはタイプ 環境ラベルとして一般的な製品よりも厳しいレベルとしたと語った。

基準内容については、あくまでも製品基準であると強調し、事業者に関する基準（廃棄物処理など）は想定していないと話し、対象範囲については調査した海外の環境ラベル制度を参考にアパレル（衣服）をその対象とし、分類を以下の3つに設定した。

- a) 36 ヶ月未満の子供用の衣服、またはサイズが $\leq 100\text{cm}$
- b) 皮膚に直接接触する衣服：製品の表面をユーザーの皮膚に直接接触させて使用する製品
- c) 皮膚に直接接触しない衣服

基準項目は主に5点あるとし、1つ目は品質基準で、衣料品の種類ごとの技術基準、国家基準、または同等の基準に基づく品質保証に従うことを求めた。2点目は、生産プロセスにおける省エネルギーと節水を行うための手段と計画を持っていること、3つ目は規定の化学物質の不使用。なお、その規定された化学物質とは、現在の規制に従って輸入や輸出、使用、流通の禁止リストに掲載されている化学物質、一部の界面活性剤や難燃剤、蛍光増白剤、香料のほか、発がん性染料、塩素系漂白剤（次亜塩素酸塩、二酸化塩素など）、アルキルフェノール及びアルキルフェノールエトキシレート（APEO）が挙げられている。4点目は有害物質の含有量に関する要件で、下記表 2-1-13 の通りとなっており、第三者試験機関での試験結果を求めることとしたと述べた。

表 2-1-13：繊維基準案の化学物質基準値

物質	36 ヶ月未満の子供用の衣服、またはサイズが $\leq 100\text{cm}$	b) 皮膚に直接接触する衣服	c) 皮膚に直接接触しない衣服
pH	4 - 7,5		4 - 9
ホルムアルデヒド (mg/kg)	30	75	300
附属書 3 アゾ染料由来芳香族アミン(mg/kg)	30	30	30
ペンタクロロフェノール (PCP) (mg/kg)	0,05	0,5	0,5
重金属 (mg/kg)	総クロム (Cr)	1,0	2,0
	カドミウム (Cd)	0,1	0,1
	銅	25	50

	コバルト (Co)	1,0	4,0	4,0
	水銀 (Hg)	0,025	0,025	0,025
	ヒ素 (As)	0,2	1,0	1,0
	鉛 (Pb)	0,2	1,0	1,0
	ニッケル (Ni)	1,0	4,0	4,0
	アンチモン (Sb)	10	30	30
有機フッ素化合物 (mg/kg)	ペルフルオロオクタンズルホン酸(PFOS)($\mu\text{g}/\text{m}^2$)	1,0	1,0	1,0
	ペルフルオロオクタン酸(PFOA) (mg/kg)	0,1	0,25	0,25
附属書 4 殺虫剤 (mg/kg)		0,5	1,0	1,0
有機スズ化合物 (mg/kg)	トリブチルスズ(TBT)	0,5	1,0	1,0
	トリフェニルスズ(TPT)	0,5	1,0	1,0
	ジブチルスズ(DBT)	1,0	2,0	2,0
	ジオクチルスズ(DOT)	1,0	2,0	2,0
附属書 5 フタル酸エステル類の総含有量 (mg/kg)		0,1	0,1	0,1
附属書 6 塩素化ベンゼンおよび塩素化トルエン (塩素化ベンゼンおよびトルエン) (mg/kg)		1,0	1,0	1,0
吸着性有機ハロゲン化合物(AOX) (mg/kg)		260	260	260
残留アクリロニトリル (mg/kg)		1,5	1,5	1,5

- アゾ染料に由来する芳香族アミン：染色製品にのみ適用
- 水銀(Hg)、ヒ素(As)、殺虫剤：天然繊維から作られた製品にのみ適用
- アンチモン：ポリエステル繊維を使用した製品に適用
- 有機フッ素化合物：フッ素、撥水、防水剤を使用する製品に適用
- 有機スズ化合物：コーティングまたは印刷されたプラスチック系に適用
- フタル酸エステル類の総含有量：コーティング製品または柔らかい合成樹脂の付属品に適用
- 塩素化ベンゼンおよび塩素化トルエン：染色された合成繊維に適用
- 吸着性有機ハロゲン化合物(AOX)：主な基本材料としてセルロース製の人工繊維から作られた製品に適用
- 残留アクリロニトリル：アクリルを主原料とする製品に適用

最後の 5 点目は包装に関する基準項目であり、海外の基準では詳細な内容ではないものの、ベトナムにおいては安全性を考慮し、より詳細な内容とした。鉛(Pb)、水銀(Hg)、カドミウム(Cd)、六価クロム化合物(Cr6+)を含むインク、染料、顔料及び添加剤を使用しないこと、含有する重金属が単位重量あたり 250ppm を超えないこと、プラスチック製包装材についてはポリ塩化ビニル(PVC)を含まないことが要求されているという。また、再生プラスチックを使用した包装はインセンティブを設定しており、同時にリサイクルを示すシンボルマークの表示を要件とした。紙製の包装については、全体重量の 7 割がリサイクルされた材料を使用することを求めるも、リサイクルもしくは再利用を目的とした回収システムを有している場合は適用しないと述べた。

Discussion

全発表が終了後、MONRE VEA 環境品質管理部副部長 Mr. Nguyen Duc Hung のモデレートのもと、参加者との質疑応答が行われた。

- ✓ ベトナムでは店舗を構えるレストランのほか屋台が多く、またホテルにおいても小規模ホテルが多く、日本と状況が異なると思うが、その点についてどう考えているか。

(エコマーク事務局) 日本とは状況が大きく異なることは理解しており、そのためこのような機会を通じて意見を伺いたいと考えている。例えば、廃棄物の収集ルールや関連法規は各国で異なるため、ベトナムの状況を踏まえた基準としていきたい。ホテルについては、日本には少ないゲストハウスなどが多いと認識しているが、ベトナムではホテルの種類等を定義している法規等はないと考えており、民泊などを除き、現状では一般的にホテルと呼ばれる宿泊サービスを対象と考えている。

- ✓ ベトナムでは、事業者が事業を行うためには登録のほか、一定の環境規制を満たすことが法律で求められている。基準案の説明のなかで、一つでも満たしていれば基準要件を適合すると判断することのだが、それは法令順守にもいえることなのか。

(エコマーク事務局) 法令はすべて順守しなければならない。グリーンラベル制度をはじめとしたタイプ 環境ラベルは任意の制度であり、サービスの分野に限り基準項目の適合判断について、数値基準などの程度ではなく、実績の有無で判断したらどうかということである。

- ✓ 当社は五つ星ホテルを運営しており、以前、VEA からグリーンロータス認証を取得したが、制度になんの動きもなく、放置されている印象がある。今回のグリーンラベル制度のロードマップや、認証期間、更新の有無について教えてほしい。また、ホテルの中にレストランがある場合、両方の認証を取得する必要があるのか、取得する順番があるかどうかについても教えてほしい。

(MONRE) グリーンロータス制度は、パイロットプロジェクトで更新制度はない。一方、グリーンラベル制度は認証期間を定めている。ただし、ホテルやレストラン基準における認証期間についてはまだ定めていない。また、環境保護法の改定作業を行っており、グリーンラベル取得に関することを盛り込むことも検討している。

(エコマーク事務局) ホテルの中に入っているレストランが、ホテル資本であればホテルの認証に含めるが、別資本(テナント)であればホテルの申請には含めない。

- ✓ 当社は、マジェスティックサイゴンを運営している。質問ではなく、コメントを述べたい。食材について、「食材の保存」に関する基準項目を設けるべきと考える。賞味期限切れの食材は廃棄せざるを得ず、環境負荷となってしまう。また、環境に配慮した製品を優先的に調達する基準項目に、「必要最低限な分だけ調達する」ことを追記したらどうか。さらに、ホテルでは日々大量に洗濯を行っているため、化学物質に関する要求事項も必要ではないかと考えている。

(エコマーク事務局) 検討したい。

- ✓ 当社は包装会社で、法律に関する質問である。生分解性の袋がトレンドであるが、グリーンラベルの対象となるという話を聞いている。当社は、欧州から原料を輸入し、ベトナム国内で製造している。すでに、国内の関連法規に満たした製品であるが、改めてグリーンラベルを取得しなければならないのか。

(MONRE) 環境配慮型プラスチックバッグは、通達(Circular) No.07/2012/TT-BTNMT に規定されており、半分義務のようなものである。半分为義務という意味は、この規定に適合するビニール袋は免税となるものであるが、申請しなければ適合義務が発生しないというこ

とである。グリーンラベルは任意の制度であり、義務ではない。またその規定については要求事項が3つしかないが、グリーンラベルはより厳しい基準が定められている。

- ✓ どうすれば環境保護に対する国民の認識を向上することができるか。最も難しいことであると認識しており、ぜひ日本の経験を聞かせてほしい。

(エコマーク事務局)小中学生などの若年層からの教育が何より大事である。エコマークは、認知度が90%以上と日本国民のほとんどが知っているマークであるが、これは年一回程度、小学校などで環境に関する授業においてエコマークが紹介されるためである。

- ✓ オーガニックタオルを製造、輸出している。欧州の基準にも適合しているが、さらにグリーンラベルを取得しなければならないのか。また、服を対象としていると聞いたが、タオルは対象外となるのか。さらに、日本に輸出する際、エコマークを取得しなければいけないのか。(コンサルタント)タオルは対象外である。日本とはまだ相互認証を締結しておらず、検討している段階である。また、ベトナムの関連団体は欧州の関連組合のメンバーではないため、欧州に輸出する場合、グリーンラベルを取得することが何かしらのメリットとなることはまだない。

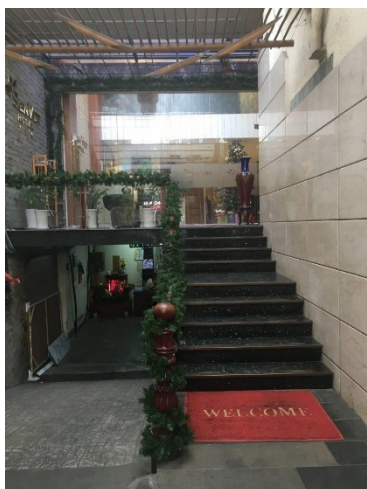
(エコマーク事務局)エコマーク制度は、ベトナム・グリーンラベル制度と同様に任意の制度で、義務ではない。ベトナムの繊維基準ではタオルが対象外のようなのだが、エコマークではタオルも対象としている。エコマークを取得することは、ビジネスチャンスとなるため、日本に輸出する際にはエコマークの取得を検討してもらいたい。また、相互認証もMONREと検討しており、実現すると審査の一部が省略されることになる。

閉会の挨拶(環境省 小澤 守)

環境省小澤守氏より、閉会の挨拶があった。まず、本ワークショップを主催したMONRE及び参加者に感謝の意を示し、参加者との活発な議論が行われたことに嬉しく思うと述べた。過年度よりMONREとは度重なる協議を続け、グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案の策定に至ることができた。ベトナムと日本の技術協力を通じて環境配慮型製品の流通が進み、持続可能な社会の実現に貢献できることを願い、挨拶を締めくくった。

Conclusion and Closure

最後に、Mr. Nguyen Duc Hungより本ワークショップの総括が行われた。Mr. Nguyen Duc Hungも年末の多忙のなかワークショップに参加した方々に感謝を述べるとともに、この1年間様々な調査のうえ基準案の策定に尽力した国内外の専門家にもMONREを代表して感謝を述べた。このワークショップで頂戴した意見を検討し、基準案のレビューの参考にすると述べたとともに、環境保護法の改定に向けてこの調査結果も参考にしたいと語った。最後に、ベトナム環境保護法の改正とグリーンラベル基準案を2020年に正式に発効できるよう努めたいと語り、ワークショップを閉会した。



ホテルの外観及び案内ディスプレイ



会場の様子

2 - 1 - 7 今後の展開

1) 本年度事業のまとめ

本年度のベトナム技術協力は、ベトナム・グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案の策定支援を中心に、MONRE 担当者を日本に招いた訪日研修を 2 回、当該基準策定支援に係る現地ヒアリングと MONRE 主催イベントへの参加のための訪越技術支援を 2 回実施した。

訪日研修では、サービス分野の基準制定経験がない MONRE に対して、多様な業態や取組が存在するレストラン及びホテルにおける環境活動の特徴のほか、エコマーク基準を例とした基準内容やその背景、基準適合の判断方法など基準制定後に MONRE が適切な運用を行えることを目指し、座学形式のトレーニングを実施した。さらには、エコマークを取得した飲食店やホテルを訪問し、事業者の視点から取得背景や申請時に係る留意点、取得効果を学ぶ機会を設け、さらなる理解の促進を図った。

訪越技術支援では、レストラン及びホテル基準案の策定に向けて、同分野におけるベトナムの現状を把握することを目的に現地事業者を訪問した。ベトナムは、南北に細長く伸びる国土を有し、政治の中心地である北部のハノイと経済の中心地であるホーチミンとは 1,000km 以上離れ、商慣習の違いも懸念されることから、MONRE の要望もあり両都市にてヒアリングを行った。ヒアリングでは、MONRE が手配したレストラン 1 社、ホテル 5 社のほか、ホーチミンに 2 店舗を出店している日系事業者である Vietnam OOTOYA Co., Ltd を訪問し、基準のローカライズに努めた。なお、基準案策定の方向性として、将来的なエコマークとの相互認証締結による日系事業者の国際展開を促進する観点から、エコマーク基準をベースとしつつ、可能な限りベトナムの実情に沿うよう調整を行った。

ヒアリング結果としては、ヒアリングした事業者が外資系大手のホテルやベトナムでレストランチェーンを展開する事業者であったことから、環境に関する取組も積極的に行っており、基準にはおおむね適合する取組状況であった。環境に配慮した食材の調達については、ヒアリングした事業者のほとんどがベトナム農業農村開発省が定めた農業生産管理基準「VietGAP」に適合したサプライヤーを中心とした食材調達を行っていることが分かった。事前のインターネット調査では、VietGAP 取得に要する費用が大きな負担となり取得数が未だ限定的であるという情報があったが、食材に対する環境意識が高まっていることがうかがえる。さらに、ベトナムの主要地域でレストラン事業を展開している SHC Vietnam Investment Trading and Service Joint Stock Company では、定期的に検査キットを用いた食材の残留農薬のチェックを店舗で行うなど、ベトナムにおける食品の安心・安全に対する意識が高まりつつあるという情報を裏付けるものとなった。

一方、食品リサイクルについては、意識的な取組を実施している事業者が少なかった。食品廃棄物を養豚業者に提供するという事業者もあったが、食品廃棄物の飼料化や肥料化等を担う事業者については正確には確認できず、食品リサイクルに関する税制優遇等を含めた法整備や社会インフラが不十分であるとの声もあった。また、廃棄物処理費用が定額制であったり、従量制であったとしてもその計測が大雑把であったり、さらには食品廃棄物を計測しないという事業者もあり、廃棄物の発生量を把握するどころか、そもそも計測することについて習慣がないようであ

る。また、分別廃棄したとしても回収時にはまとめて収集されることから、ベトナム人の分別意識が乏しいとの指摘があり、紙やプラスチックなどはもちろん食品廃棄物の分別ですら行われていないことが多く、基準項目化するにはハードルが高すぎるのではないかという意見もあった。リサイクル事業者が少ないことや廃棄物処理の多くが埋め立て処理であること、ごみくずから有価物を分別回収して生計を立てる人が未だに多い廃棄物処理システムが現存していることも影響しているの可能性がある。しかし、レストラン、ホテルの基準において食品リサイクルは重要な観点の一つであり、またタイプ 環境ラベルは市場を誘導する役割も担っていることから、まずは異物と食品廃棄物の分別と発生量の把握を目的に基準項目を設け、分別意識の向上に努めることとした。

そして、この2回にわたる訪越において、ベトナム・グリーンラベルの普及を兼ねたトレーニングセミナーと基準案の意見公聴会を開催したいとのMONREの意向を受けて、ハノイとホーチミンそれぞれでイベントを開催した。両イベント共に、レストラン及びホテルの関連業界以外にも環境活動に関心の高い事業者や自治体担当者、大学教授などが参加し、両会場ともほぼ満席の状態であった。なかには、海外の認証制度を取得している事業者も参加し、各イベントで実施したディスカッションは非常に活発な議論が行われ、ベトナム・グリーンラベルやMONREに対する期待の大きさがうかがわれた。

これらの事業者ヒアリング及びイベントでの事業者との意見交換をもとに表現の修正や基準項目案を削除する等の基準レベルの調整を繰り返した。適宜、MONREとの意見交換を重ねつつ、2020年1月に最終基準案のMONREへの提出をもって本年度の事業を完了した。

2) 今後の展開

改めて、本年度はベトナム・グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案の作成のほか、MONREスタッフに対する基準制定後を見据えた当該基準運用のトレーニング、ベトナムの事業者や自治体担当者に向けた当該基準及びタイプ 環境ラベル、GPPに関するセミナーを複数回行った。当協会が有する人材と蓄積した経験や情報およびノウハウを十分に活用して 年度当初予定していた取組に加え、今年度の協議の結果取り組むこととなった事業はすべて効率的かつ確実に実施することができた。また、本年度実施した基準案ヒアリングを通して、基準制定後に取得を希望する意思を示している事業者が複数あることから、制定後に一定の認定実績が誕生することが期待され、本事業を実施したことによるベトナム・グリーンラベル制度の進展に一定の成果が見込まれる。

しかしながら、ベトナム・グリーンラベル制度を運営するMONREのサービス基準を含めた認証に係る運用ノウハウは、累計認定数が59製品と実績も乏しいことから未熟であることは明白である。また、2020年に改正が予定されている環境保護法によって、ベトナム・グリーンラベル制度及びGPP制度の位置づけが高まり、両制度の普及が進むとともに、それらを所管するMONREにとってもさらなる知見の蓄積が求められると予想される。さらに、GPP制度の効率的かつ効果的な実施には、タイプ 環境ラベルをはじめとした環境ラベルの活用がカギであり、これらの知見も乏しいベトナムに対しては必要に応じて適宜継続的な支援を実施されることが望ま

しい。ベトナム政府の統計総局によると、2018年の実質 GDP 成長率が7.1%と2015年~2017年の平均実質 GDP 成長率が6.5%と非常に高い経済成長を続けてきたなか、過去10年間でもっとも高い成長率となったほか、ベトナム国立社会経済情報・予測センター(NCIF)は、2021~2025年のベトナムの GDP 成長率が年平均7%に達する可能性があると発表しており、ベトナムはより堅調な経済成長が見込まれている国である。日本の貿易相手国としても年々その取引額が増加していることなど、国際展開の観点から ASEAN 地域において最も重要な国の一つであることは間違いない。本年度までの複数年にわたった技術支援の結果、MONRE との信頼関係、ネットワークを構築できたことは大きな成果であり、ベトナムの今後の発展を見据え、MONRE と定期的なコミュニケーションを実施しつつ、当該分野におけるベトナムの状況を継続的なウォッチ及びフォローアップをしていくことが重要である。

以上